

平成 27 年 11 月

日本証券業協会 御中

日本銀行文書局総務課
出資証券グループ

弊行出資証券の名義書換に伴うマイナンバーの収集方法に関するご連絡

弊行出資証券の名義書換等手続きについては、日頃から大変お世話になっております。

平成 28 年 1 月以降、名義書換手続き等を行う際には、マイナンバー（含む本人確認資料。以下同様。）の提出が必要となりますので、その収集方法についてご連絡させていただきます。本件に係る貴協会の会員証券会社への周知について、御協力方よろしくお取り計らい願います。

なお、本件の取扱いについては、今後弊行ホームページ上にも掲載させていただきますので、そちらでもご確認ください（27/12 月中旬頃を予定）。

- 一 弊行出資証券は、電子化されていないため、名義書換手続き等の都度、マイナンバーの提出・本人確認が必要となります。なお、以下の取扱は、弊行から証券会社にマイナンバー取得業務を委託するものではありません。

【マイナンバーの収集方法について】

名義書換請求者からのマイナンバー収集方法については、基本的には「①名義書換請求者に弊行がマイナンバーの提出を依頼する」方式で行いますが、「②証券会社が名義書換請求者から封入されたマイナンバーを預かり弊行に提出する」方式でも受け付けることとしますので、いずれかの方式を選択のうえ手続きを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

① 名義書換請求者に弊行がマイナンバーの提出を依頼する

弊行では、証券会社から名義書換請求依頼があったとの情報を基に、名義書換請求者に弊行がマイナンバーの提出を依頼する文章を転送不要郵便で送付の上、マイナンバーの提出を受けます。

- 一 具体的な事務フローは添付資料イ．および「名義書換請求受付連絡票」を参照。

② 証券会社が名義書換請求者から封入されたマイナンバーを預かり弊行に提出する

証券会社が、弊行に対して名義書換請求書等を提出する際に、名義書換請求者から封入したマイナンバーを預かり、弊行に提出する方法も受付けます。

— 具体的な事務フローは添付資料ロ. を参照。

(留意事項)

— 名義書換請求者からマイナンバーを預かる際には、名義書換請求者から予め封入された状態で預かってください。証券会社が、名義書換請求者からマイナンバーを預かった段階において、既に番号確認が出来ない状態でなければ受け取ることは出来ません。なお、一般に公開されている法人番号の場合はそのまま預かってくださって構いません。

— 弊行では、提出されたマイナンバーだけでは本人確認が出来ない、あるいは別途必要な手続きがあると判断した場合には、直接（証券会社を介することなく）名義書換請求者に転送不要郵便等により確認等を行いますので、名義書換請求者に予めお伝えください。

— もし名義書換請求者の代理人としてマイナンバー等を提出する場合は、代理権の証明書類の提出等、マイナンバー法施行規則に従った対応が必要となります。

(本件に関するお問い合わせ先)

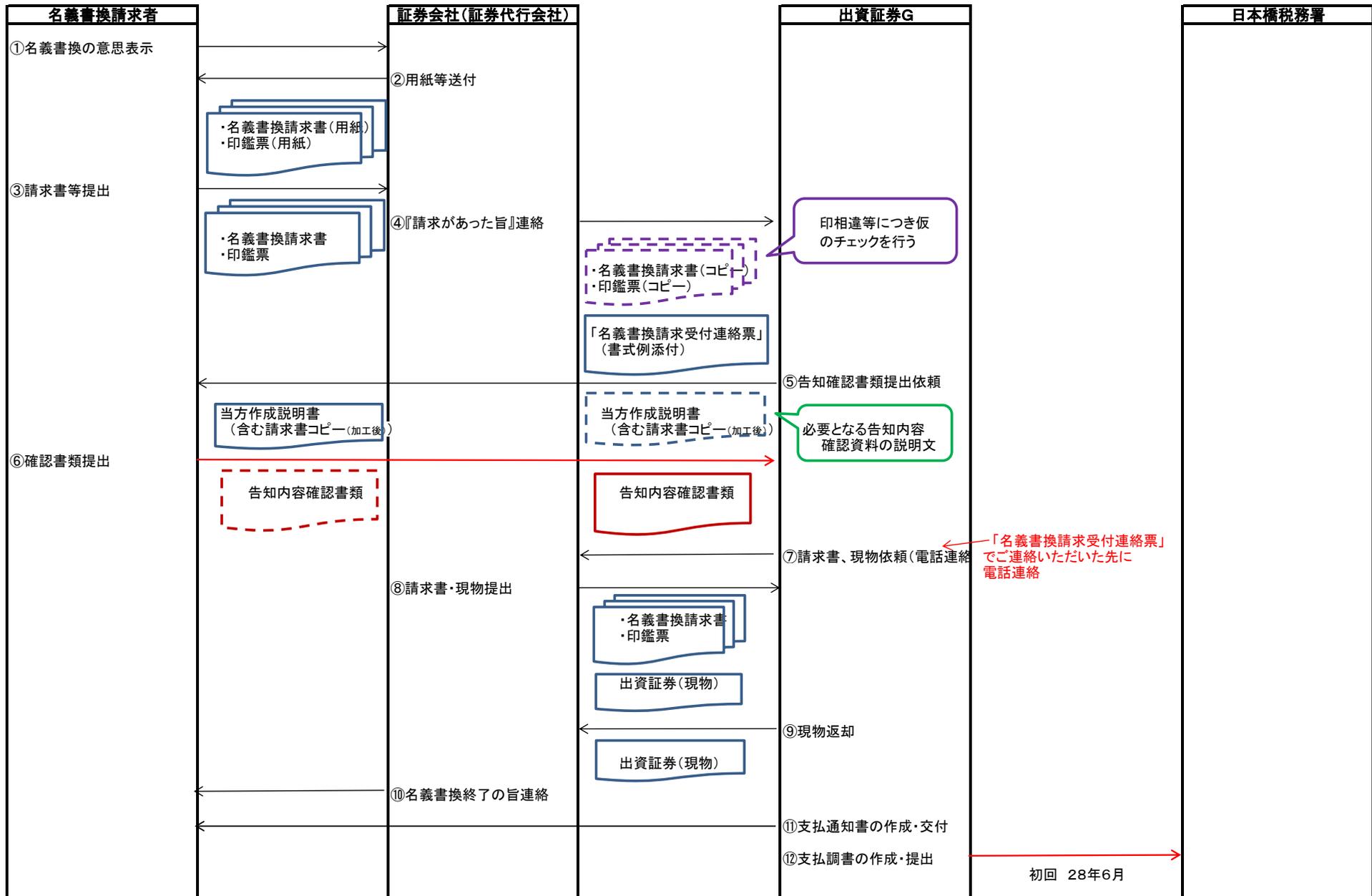
日本銀行文書局総務課出資証券グループ

(TEL) 03-3277-3095 (直通)

以 上

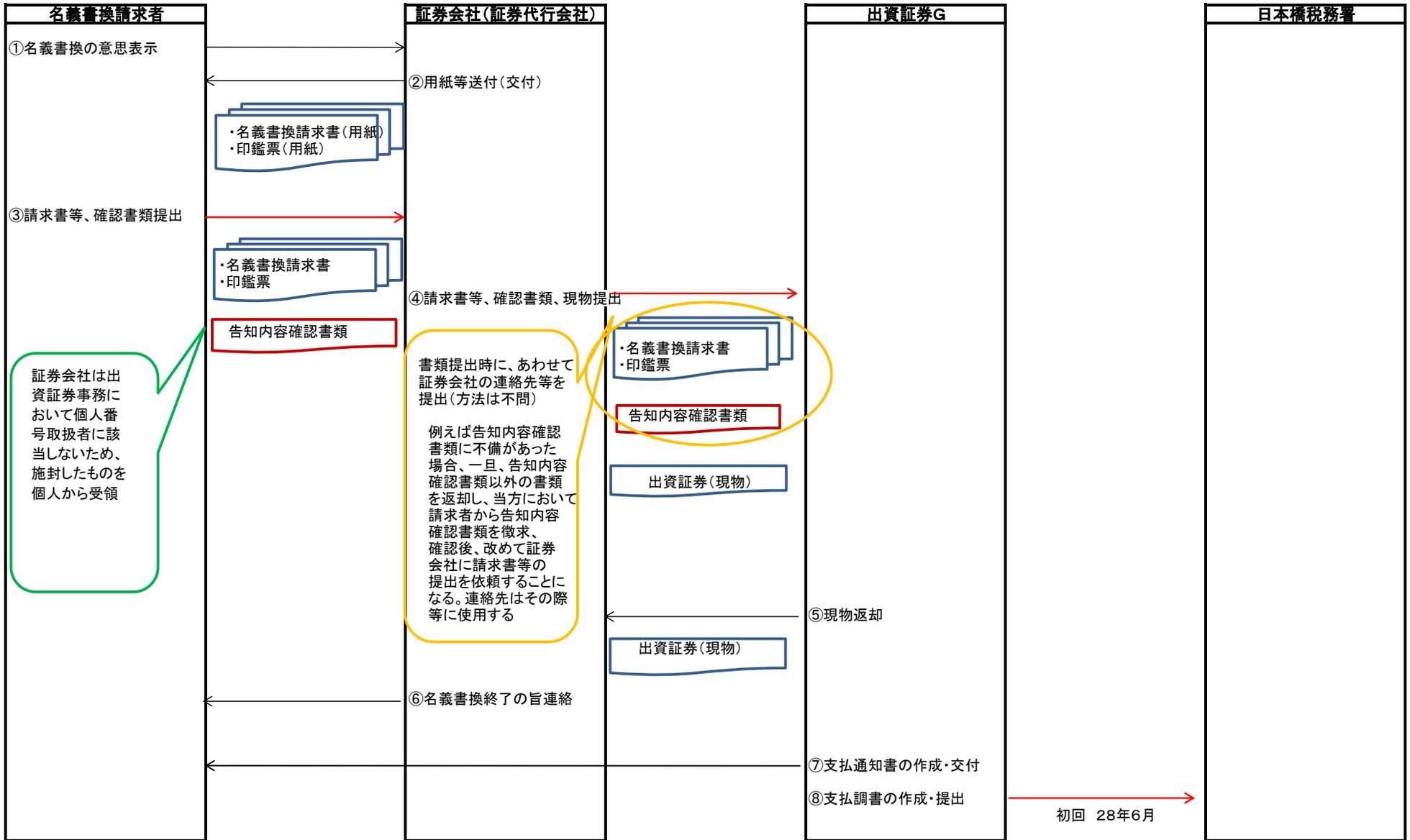
イ.個人番号を日本銀行が直接受領する方式

赤矢印で個人番号が移動



ロ.個人番号を証券会社を経由して受領する方式(『証券会社(代行会社)は配送者』というステイタス)

赤矢印で個人番号が移動



平成 年 月 日

日本銀行 御中

〇〇証券〇〇支店〇〇部〇〇課 〇〇
(電話：××××-××-××××)

本日別添コピーのとおり名義書換請求を受けましたのでご連絡します。
なお、当該請求は相続（遺贈）に伴うものではありません。

申出を受けた口数 口

・明細不明

・明細以下のとおり

| 券種類 | 記号 | 番号 | 最終名義人 |
|-----|----|----|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

以 上